

## 平成27年度 第2回 吉野川学識者会議

開催日時：平成28年3月8日(火)13:00～16:00  
開催場所：徳島県教育会館 本館5階小ホール

### 議事次第

1. 開会
2. 開会挨拶 四国地方整備局 河川調査官
3. 議事
  - (1) 第1回学識者会議におけるご質問への回答
  - (2) 河川整備に関する新たな視点
    - 1) 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策
    - 2) 中小洪水による侵食被害を踏まえた河道管理
  - (3) 河川整備計画の点検結果
  - (4) 今後の予定
4. 閉会挨拶 徳島河川国道事務所長
5. 閉会

平成27年度 第2回 吉野川学識者会議  
配席図

スクリーン  
小林 實  
鳥類

上月 康則  
水環境(環境工学・生態系工学)

木下 覚  
植物生態学

河口 洋一  
魚類学

鎌田 磨人  
生態系管理(生態学)

角道 弘文  
農業水利

渦岡 良介  
地盤工学・地震工学

池田 早苗  
水質(水環境)

議長

中野 晋  
沿岸域工学

田中 俊夫  
地域福祉

田村 隆雄  
治水計画(森林水文学)

田村 典子  
児童教育

中村 昌宏  
地域経済

平井 松午  
歴史地理

三神 厚  
防災対策(地震)

武藤 裕則  
洪水防御(河川工学・水理学)

大和 武生  
文化史・文化財

事務局

記者席

傍聴席

## 国四整訓第7号

吉野川学識者会議運営規約を次に定める。

平成27年5月1日

四国地方整備局長

## 吉野川学識者会議運営規約

### (趣旨)

第1条 「吉野川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項について四国地方整備局長（以下、「局長」という。）に意見を述べるため四国地方整備局に吉野川学識者会議（以下、「学識者会議」という。）を置く。

- 1 吉野川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）の策定、変更（河川法16条2第3項）
- 2 河川整備計画の策定、変更後の点検
- 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
  - 一 再評価及び事後評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了の事後評価実施要領）
  - 二 計画段階評価の対象となる事業（国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領）
- 4 その他、河川整備に関する事項

### (構成)

第2条 委員は、吉野川に関して学識経験を有する者のうちから局長が委嘱する。

- 2 学識者会議は、別紙一で構成する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

- 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
- 3 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

- 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、徳島河川国道事務所、四国山地砂防事務所、吉野川ダム統合管理事務所に属する職員をもって充てるものとする。
- 3 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
- 4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、議長の議事進行と調整を図り、次に掲げる者を退場させることができる。
  - 一 会議の秩序を乱した者
  - 二 議事進行に必要な議長の指示に従わない者

## (会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

## (情報公開)

第6条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

## (雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項について、局長が委員の意見を聴き定める。

## (附 則)

この規約は、平成27年5月1日から施行する。

## 吉野川学識者会議委員名簿

氏名	専門分野	所属
池田 早苗	水質（水環境）	徳島大学 名誉教授
渦岡 良介	地盤工学・地震工学	徳島大学大学院 教授
角道 弘文	農業水利	香川大学工学部 教授
鎌田 磨人	生態系管理（生態学）	徳島大学大学院 教授
河口 洋一	魚類学	徳島大学工学部 准教授
木下 覚	植物生態学	徳島県植物研究会 会長
上月 康則	水環境 (環境工学・生態系工学)	徳島大学大学院 教授
小林 實	鳥類	河川・溪流環境アドバイザー
田中 俊夫	地域福祉	徳島大学 教授
田村 隆雄	治水計画 (森林水文学)	徳島大学大学院 准教授
田村 典子	児童教育	四国大学生活科学部 教授
中野 晋	沿岸域工学	徳島大学大学院 教授
中村 昌宏	地域経済	徳島文理大学総合政策学部 学部長
平井 松午	歴史地理	徳島大学総合科学部 学部長
三神 厚	防災対策（地震）	徳島大学大学院 准教授
武藤 裕則	洪水防御 (河川工学・水理学)	徳島大学大学院 教授
大和 武生	文化史・文化財	阿南市文化協会 会長
山中 英生	地域づくり	徳島大学大学院 教授

## 「吉野川学識者会議」の傍聴者の皆様へ 傍聴にあたってのお願い

### (主旨)

吉野川学識者会議(以下「学識者会議」という。)は、平成21年8月に策定された吉野川水系河川整備計画について、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容について河川管理者が実施した点検について学識経験を有する方々から意見を伺うものです。

学識者会議を円滑に進めるため、傍聴の皆様に以下の項目についてお願いいたします。

### (学識者会議の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 傍聴者席については、60席を用意しています。受付は先着順とし、満席になり次第受付を終了します。その際はご了承ください。
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
  - ①会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
  - ②発言・私語・談論などをしないで下さい。
  - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
  - ④ビラ・資料等の配布をしないで下さい。
  - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。
  - ⑥みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
  - ⑦許可無く写真やビデオ撮影、録音などをしないで下さい。
  - ⑧会議中は発言出来ません。
  - ⑨その他、会場の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 4) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 5) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退室して下さい。
- 6) 以上のほか、傍聴者は司会、議長及び事務局の指示に従って下さい。

事務局：国土交通省 四国地方整備局

四国5県 吉野川学識者会議  
(吉野川河川整備計画監修会議)

「吉野川学識者会議」  
取材にあたってのお願い

(主旨)

吉野川学識者会議(以下「学識者会議」という。)は、平成21年8月に策定された吉野川水系河川整備計画について、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容について河川管理者が実施した点検について学識経験を有する方々から意見を伺うものです。

学識者会議を円滑に進めるため、記者の皆様には以下の項目についてお願ひいたします。

(取材)

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付名簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道記者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。

①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。

②円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、所定の範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。

③携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。

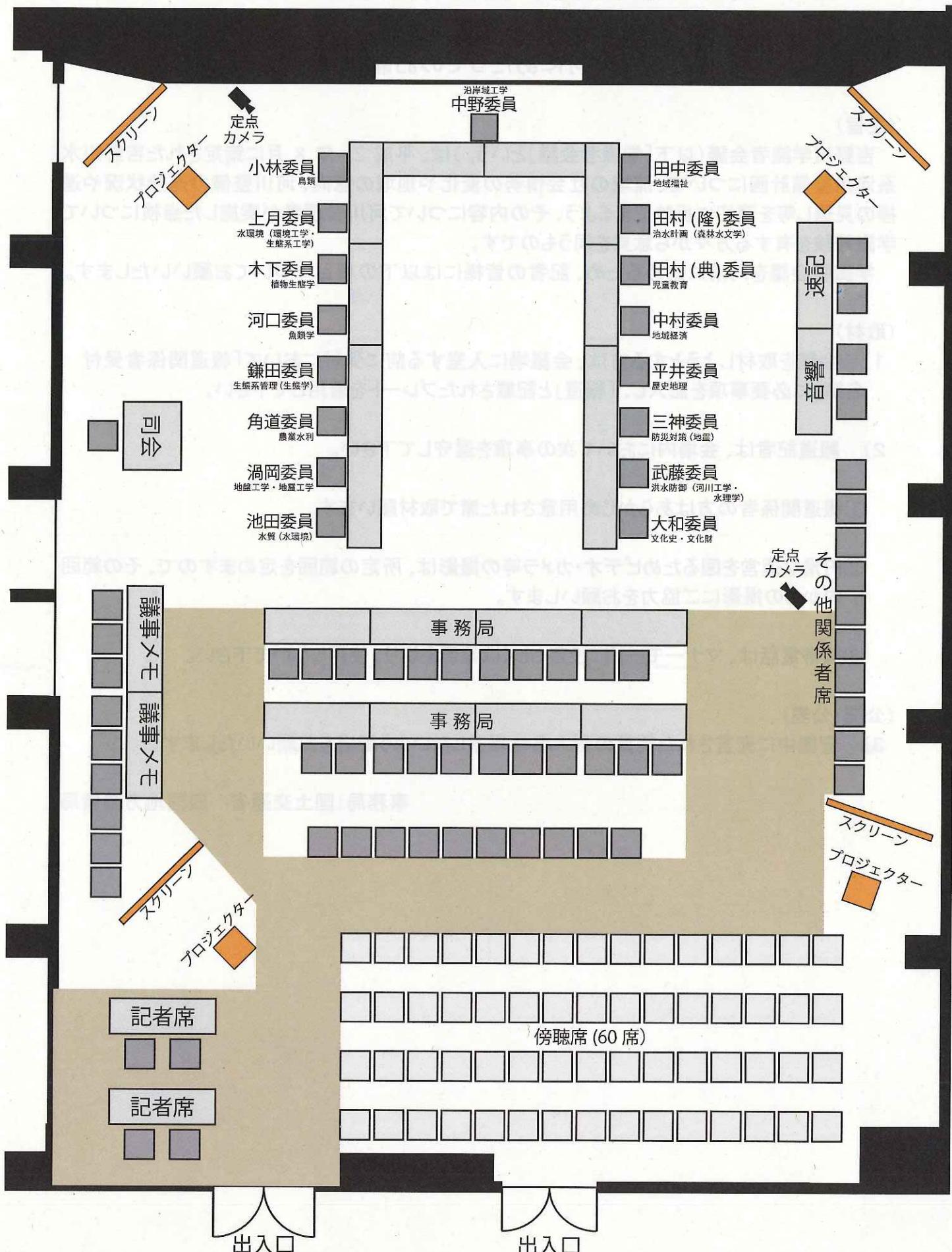
(公開・公表)

- 3) 審議中に発言された委員の個人名は報道しないよう配慮をお願いいたします。

事務局：国土交通省 四国地方整備局

# 学識者会議 関係者 配席図

(報道関係撮影可能範囲)



[■] : 撮影可能範囲 (傍聴者の視界を遮らないようご配慮をお願い致します)